様式第１号（第２条関係）

（個人情報／条例個人情報）ファイル簿　（単票）

個人情報ファイルの名称	遺失届情報ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部会計課、水戸警察署、笠間警察署、ひたちなか警察署、那珂警察署、大宮警察署、太田警察署、大子警察署、日立警察署、高萩警察署、鉾田警察署、鹿嶋警察署、神栖警察署、行方警察署、竜ケ崎警察署、牛久警察署、稲敷警察署、土浦警察署、石岡警察署、つくば警察署、筑西警察署、下妻警察署、桜川警察署、結城警察署、常総警察署、古河警察署、境警察署、取手警察署
個人情報ファイルの利用目的	遺失物法（平成18年法律第73号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	１受理番号、２受理警察署、３受理交番等、４取扱者氏名、５受理日時、６遺失者住所・氏名・連絡先、７遺失日時、８遺失場所、９物件（現金・物品）、10物件区分、11届出種別
記録範囲	遺失者（届出者）
記録情報の収集方法	遺失者（届出者）からの提出
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター
	（所在地）〒310-8550　茨城県水戸市笠原町978－６
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－

<table>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第60条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第60条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第21条第７項に該当するファイル
□有　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター
（所在地）〒310-8550　茨城県水戸市笠原町978－６</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>実施機関が保有している本人の数</td><td>☑政令第20条第２項で定める数を満たす</td><td>□政令第20条第２項で定める数に満たない</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（注）　標題のうち，個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を〇で囲むこと。

様式第１号（第２条関係）

（個人情報／条例個人情報）ファイル簿　（単票）

個人情報ファイルの名称	拾得物件情報ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部会計課、水戸警察署、笠間警察署、ひたちなか警察署、那珂警察署、大宮警察署、太田警察署、大子警察署、日立警察署、高萩警察署、鉾田警察署、鹿嶋警察署、神栖警察署、行方警察署、竜ケ崎警察署、牛久警察署、稲敷警察署、土浦警察署、石岡警察署、つくば警察署、筑西警察署、下妻警察署、桜川警察署、結城警察署、常総警察署、古河警察署、境警察署、取手警察署
個人情報ファイルの利用目的	遺失物法（平成18年法律第73号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	１受理番号、２受理警察署、３受理交番等、４取扱者氏名、５整理番号、６受理日時、７会計課受領日、８拾得日時、９拾得場所、10物件区分、11保管場所区分、12拾得者の権利区分、13施設占有者の権利区分、14拾得者氏名等告知の同意区分、15施設占有者氏名等告知の同意区分、16拾得者区分、17物件（現金・物品）、18拾得者住所・氏名・連絡先、19施設占有者受付日時、20施設占有者氏名・住所・連絡先、21埋蔵物区分、22払出区分、23払出日、24遺失届受理番号、25遺失者住所・氏名・連絡先
記録範囲	拾得物件の拾得者（届出者・施設占有者を含む） 払出先となる者（遺失者を含む）
記録情報の収集方法	拾得者（届出者・施設占有者を含む）からの提出 遺失者への返還、払出手続き
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含まない

<table>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">警視庁及び道府県警察本部</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）〒310-8550　茨城県水戸市笠原町978－６</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第60条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第60条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第21条第７項に該当するファイル
□有　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター
（所在地）〒310-8550　茨城県水戸市笠原町978－６</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>実施機関が保有している本人の数</td><td>☑政令第20条第２項で定める数を満たす</td><td>□政令第20条第２項で定める数に満たない</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（注）　標題のうち，個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を〇で囲むこと。

様式第１号（第２条関係）

（個人情報／条例個人情報）ファイル簿　（単票）

個人情報ファイルの名称	留置管理ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部留置管理課
個人情報ファイルの利用目的	被留置者の適正な処遇及び留置事故の防止に資するために利用する。
記録項目	１留置番号、２氏名（フリガナ）、３生年月日、４年齢、５性別、６所持金額（円）、７職業、８本籍、９住所、10国籍、11特異事項、12前科・前歴、13暴力団、14逮捕日時、15留置日時、16主管課、17拘束機関、18逮捕種別、19委託署（一時委託）、20領事館通報、21共犯者有無、22罪名・手口、23送致日、24勾留日、25勾留満期日、26勾留延長期間、27勾留延長満期日、28勾留執行停止日、29勾留執行停止解除日、30管轄裁判所、31令状発付裁判官、32処分保留等、33起訴日、34起訴後勾留執行停止日、35起訴後勾留執行停止解除日、36移送釈放日時、37移送釈放内容、38移送釈放先、39備考
記録範囲	茨城県警察に留置された者（被留置者）
記録情報の収集方法	被留置者からの聴取、事件主管課からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含む
記録情報の経常的提供先	―
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">（所在地）〒310-8550　茨城県水戸市笠原町978－６</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>■法第60条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第60条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第21条第７項に該当するファイル
□有　■無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>実施機関が保有している本人の数</td><td>■政令第20条第２項で定める数を満たす</td><td>□政令第20条第２項で定める数に満たない</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（注）　標題のうち，個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を○で囲むこと。

様式第１号（第２条関係）

（個人情報／条例個人情報）ファイル簿　（単票）

個人情報ファイルの名称	相談情報ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部県民安心センター
個人情報ファイルの利用目的	県内で受理した相談に関する情報を集約し、共有・活用することにより、適正な相談業務の遂行を図るとともに、犯罪等による被害の未然防止に資することを目的とする。
記録項目	１受理番号、２受理年月日、３受理者の氏名、職員番号、所属、所属する係名、４受理窓口区分、５受理態様、６申出者の氏名、年齢、性別、職業等、７申出件名、種別等、８関係者の氏名、年齢、性別、９関係者に関する備考、10措置一連番号、11措置年月日、12措置者の職員番号、氏名、所属、所属する係名、13措置結果、14引継先所属、15対応時間
記録範囲	相談事案に係る受理者、申出者、関係者及び措置者
記録情報の収集方法	相談受理・対応
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター
	（所在地）〒310-8550　茨城県水戸市笠原町978-６

<table>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第60条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第60条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第21条第７項に該当するファイル
□有　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>実施機関が保有している本人の数</td><td>☑政令第20条第２項で定める数を満たす</td><td>□政令第20条第２項で定める数に満たない</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（注）　標題のうち，個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を〇で囲むこと。

様式第１号（第２条関係）

（個人情報／条例個人情報）ファイル簿　（単票）

個人情報ファイルの名称	被保護者情報ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	警察官職務執行法等に基づく保護取扱時の速やかな身柄の引継ぎや、適切な関係機関への通報等に資するために利用する。
記録項目	１　基本情報 (1)取扱番号、(2)取扱警察署、(3)保護年月日時、(4)保護等の区分、(5)発見の端緒、(6)発見場所 ２　被保護者情報 (1)氏名、(2)異名の有無、(3)異名、(4)性別、(5)生年月日判明の有無、(6)生年月日等、(7)住所、(8)国籍、(9)身体特徴等、(10)職業、(11)認知症の疑いの有無、(12)延長の有無、(13)身柄の措置、(14)23条通報有の場合の措置 ３　引取者情報 (1)氏名、(2)続柄、(3)住所、(4)連絡先 ４　記事（別項目の入力内容の補足説明）
記録範囲	警察官職務執行法等に基づき保護された者及びその引取者
記録情報の収集方法	保護取扱所属からの報告
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター （所在地）〒310-8550　茨城県水戸市笠原町978-６

<table>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第60条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第60条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第21条第７項に該当するファイル
□有　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>実施機関が保有している本人の数</td><td>☑政令第20条第２項で定める数を満たす</td><td>□政令第20条第２項で定める数に満たない</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（注）　標題のうち，個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を〇で囲むこと。

様式第１号（第２条関係）

（個人情報／条例個人情報）ファイル簿　（単票）

個人情報ファイルの名称	警備業者役員等ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	警備業の認定その他警備業法（昭和47年法律第117号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	１認定証番号、２認定証交付公安委員会、３主たる営業所が所在する都道府県、４主たる営業所の営業所番号、５受理警察署、６警備業者名、７警備業者の住所、８警備業者の電話番号、９法人等の種別、10代表者の氏名、11代表者の住所、12代表者の性別、13代表者の生年月日、14代表者の本（国）籍、15認定失効の事由、16認定年月日、17更新年月日、18変更年月日、19認定失効年月日、20返納年月日、21主たる営業所の営業所名称、22主たる営業所の所在地、23役員の役職、24役員の氏名、25役員の住所、26役員の性別、27役員の生年月日、28役員の本（国）籍、29営業開始年月日、30営業廃止年月日、31届出公安委員会、32管外営業所名称、33管外営業所所在地、34行政処分の登録警察本部、35処分番号、36処分事由、37処分の種類、38処分年月日、39処分対象者の氏名、40処分対象者の住所、41処分対象者の性別、42処分対象者の生年月日、43処分対象者の本（国）籍、44処分対象者の属性、45送致年月日、46起訴・不起訴の別、47行政処分営業所名称、48行政処分営業所停止期間
記録範囲	警備業者の役員及び代表者

<table>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">申請者からの申請その他法令に基づき収集する。</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは，その旨</td><td colspan="2">含む</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">警察庁</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）〒310-8550　茨城県水戸市笠原町978-６</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">３、６、７、10、21、22、24、25、32及び33の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第11条第１項及び警備業法施行規則（昭和58年総理府令第１号）第17条第２項による。機械警備業者に係る１及び２の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第41条及び警備業法施行規則第56条第２項による。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第60条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第60条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第21条第７項に該当するファイル
□有　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター
（所在地）〒310-8550　茨城県水戸市笠原町978-６</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
実施機関が保有している本人の数	☑政令第20条第２項で定める数を満たす	□政令第20条第２項で定める数に満たない
備　　考		

（注）　標題のうち，個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を○で囲むこと。

様式第１号（第２条関係）

（個人情報／条例個人情報）ファイル簿　（単票）

個人情報ファイルの名称	警備業資格者等ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	警備業の認定その他警備業法（昭和47年法律第117号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	１資格、２業種等、３資格者証等の区分、４交付公安委員会、５資格者証等番号、６受理警察署、７氏名、８性別、９生年月日、10本（国）籍、11交付年月日、12書換年月日、13返納年月日、14行政処分の登録警察本部、15処分番号、16住所、17処分年月日、18処分事由、19送致年月日、20処分結果
記録範囲	警備員指導教育責任者又は機械警備業務管理者の資格者証被交付者、警備員指導教育責任者又は機械警備業務管理者の講習修了証明書被交付者及び警備員等の検定合格証被交付者
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">（所在地）茨城県水戸市笠原町978番６</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者に係る７及び10の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第22条第５項による。機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた者に係る７及び10の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第42条第３項において準用する同法第22条第５項による。検定合格証明書の交付を受けた者に係る７及び16の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備員等の検定に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第15条第１項による。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第60条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第60条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第21条第７項に該当するファイル
□有　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター
（所在地）茨城県水戸市笠原町978番６</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

実施機関が保有している本人の数	☑政令第20条第２項で定める数を満たす	□政令第20条第２項で定める数に満たない
備　　考		

（注）　標題のうち，個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を〇で囲むこと。

様式第１号（第２条関係）

（個人情報／条例個人情報）ファイル簿　（単票）

個人情報ファイルの名称	選任警備員指導教育責任者及び選任機械警備業務管理者ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	警備業の認定その他警備業法（昭和47年法律第117号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	１認定証番号、２警備業者名、３受理警察署、４営業所番号、５管内営業所名称、６設置年月日、７管内営業所所在地、８管内営業所電話番号、９取り扱う警備業務の区分、10警備業務の種別、11現任責任者講習受講日、12変更年月日、13廃止年月日、14選任警備員指導教育責任者の配置状況、15選任警備員指導教育責任者の氏名、16選任警備員指導教育責任者の住所、17選任警備員指導教育責任者の性別、18選任警備員指導教育責任者の生年月日、19選任警備員指導教育責任者の業種等、20選任警備員指導教育責任者の資格者証の交付公安委員会、21選任警備員指導教育責任者の資格者証番号、22基地局番号、23基地局名称、24基地局所在地、25基地局電話番号、26選任機械警備業務管理者の氏名、27選任機械警備業務管理者の住所、28選任機械警備業務管理者の性別、29選任機械警備業務管理者の生年月日、30選任機械警備業務管理者の資格者証の交付公安委員会、31選任機械警備業務管理者の資格者証等番号、32待機所名称、33待機所所在地
記録範囲	選任警備員指導教育責任者及び選任機械警備業務管理者

<table>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">申請者からの申請その他法令に基づき収集する。</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは，その旨</td><td colspan="2">含む</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">警察庁</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）茨城県水戸市笠原町978番６</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">警備業者に係る２、５、７、９、15及び16の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第11条第１項及び警備業法施行規則（昭和58年総理府令第１号）第17条第２項による。機械警備業者に係る１、23、24、26、27、32及び33の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第41条及び警備業法施行規則第56条第２項による。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第60条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第60条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第21条第７項に該当するファイル
□有　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター
（所在地）茨城県水戸市笠原町978番６</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
実施機関が保有している本人の数	☑政令第20条第２項で定める数を満たす	□政令第20条第２項で定める数に満たない
備　　考		

（注）　標題のうち，個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を〇で囲むこと。

様式第１号（第２条関係）

（個人情報／条例個人情報）ファイル簿　（単票）

個人情報ファイルの名称	古物商等管理ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	古物営業の許可その他古物営業法（昭和24年法律第108号）及び質屋営業法（昭和25年法律第158号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	第１古物商及び古物市場主 １受理年月日、２受理警察署、３許可証番号、４許可年月日、５許可の種類、６被許可者の氏名又は名称、法人等の種別、生年月日、住所又は居所、電話番号及び本（国）籍、７行商をしようとする者であるかどうかの別、８取引にＨＰを用いるかどうかの別、９ホームページURL、10主として取り扱おうとする古物の区分、11記事（別項目の入力内容の補足説明）、12代表者等の種別、氏名、生年月日、住所、電話番号、本（国）籍及び記事（別項目の入力内容の補足説明）、13営業所・古物市場の所轄警察署、営業所等所在都道府県、営業所等整理番号、形態、名称、所在地、電話番号、主たる営業所等の別、取り扱う古物の区分及び記事（別項目の入力内容の補足説明）、14管理者の氏名、生年月日、住所、電話番号、本（国）籍及び記事（別項目の入力内容の補足説明）、15再交付日、16再交付理由、17変更年月日、18変更区分、19返納理由の発生年月日、20返納理由、21競り売りの形態、22競り売り日時、23競り売り開催場所、24競り売り開催場所を管轄する警察

	署、25自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号、26買受けの申込みを受ける通信手段の種類、27競り売りの届出に係る記事（別項目の入力内容の補足説明）、28仮設店舗日時、29仮設店舗設置場所、30仮設店舗設置場所を管轄する警察署、31仮設店舗営業の届出に係る記事（別項目の入力内容の補足説明） 第２質屋 １受理年月日、２受理警察署、３許可証番号、４許可年月日、５被許可者の氏名又は名称、法人等の種別、生年月日、住所及び本（国）籍、６営業所の名称及び所在地、７管理者等の種別、氏名、生年月日、住所及び本（国）籍、８変更年月日、９変更区分、10廃業等届出種別、11廃業（解散・消滅・死亡・取消）日、12休業期間、13再交付日 第３盗品取扱状況登録 １作成所属、２許可の種類、３許可証番号、４許可年月日、５営業所等所在都道府県、６営業所等整理番号、７盗品の取扱状況の整理番号、発見年月日、不正申告の有無、区分別、品名、合計数量、買取額又は貸付額 第４行政処分者 １作成所属、２許可の種類、３許可証番号、４許可年月日、５処分の種類、６聴聞公示日、７処分年月日、８公告年月日、９許可取消日、10処分コード、11処分理由、12記事（別項目の入力内容の補足説明）、13被処分者（被許可者）の氏名又は名称、法人等の種別、生年月日、住所又は居所及び本（国）籍、14法人代表者の氏名又は名称、生年月日、住所又は居所及び本（国）籍、15欠格事由該当者となる役員等の氏名、生年月日、住所、本（国）籍及び記事（別項目の入力内容の補足説明）、16行政処分の対象となる営業所・古物市場の営業所等所在都道府県、営業所等整理番号、名称、所在地、主たる営業所等の別、所轄警察署及び営業停止期間、17解任勧告を受けた管理者の氏名、生年月日、住所及び本（国）籍、

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">記事（別項目の入力内容の補足説明）</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">古物商、古物市場主及び質屋</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">申請者からの申請その他法令に基づき収集する。</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは，その旨</td><td colspan="2">含む</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">警察庁</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）茨城県水戸市笠原町978番６</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">第１の６から10及び12から14の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、古物営業法第７条第１項及び第２項並びに古物営業法施行規則（平成７年国家公安委員会規則第10号）第５条第３項及び第６項による。
第２の５から７の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、質屋営業法第４条第２項及び質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号）第８条第１項による。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第60条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☐法第60条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第21条第７項に該当するファイル
☐有　☑無</td></tr>
</table>

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター （所在地）茨城県水戸市笠原町978番６	
行政機関等匿名加工情報の概要	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
実施機関が保有している本人の数	☑政令第20条第２項で定める数を満たす	□政令第20条第２項で定める数に満たない
備　　考		

（注）　標題のうち，個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を〇で囲むこと。

様式第１号（第２条関係）

（個人情報／条例個人情報）ファイル簿　（単票）

個人情報ファイルの名称	猟銃・空気銃等管理ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	猟銃及び空気銃等の許可その他銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号、以下「銃刀法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	１銃種、２許可証番号、３本（国）籍、４住所、５氏名、６職業、７性別、８生年月日、９登録事由発生年月日、10許可番号、11有効期間、12商品名等、13銃口径、14銃特徴、15銃番号、16銃全長、17銃身長、18適合実（空）包、19替え銃身本数、20替え銃身、21用途別、22管轄警察署、23追加打刻番号、24記事、25取消事由又は失効事由、26問題銃状態、27講習受講状況
記録範囲	銃刀法第４条第１項第１号、第３号、第４号、第５号、第５号の２及び第５号の３の規定による銃砲の所持の許可を受けた者、第９条の４第１項第１号の規定により指定を受けた教習射撃場を管理する者（第９条の６第２項の規定により届出があった場合）、第９条の９第１項第１号の規定により指定を受けた練習射撃場を管理する者（第９条の11第２項の規定により届出があった場合）、譲渡を受けた銃砲店又はクロスボウ販売事業者（第８条第３項の規定による抹消の申請又は第９条第３項の規定による許可証の返納があった場合）

<table>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">申請者からの申請その他法令に基づき収集する。</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは，その旨</td><td colspan="2">含む</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">警察庁</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）茨城県水戸市笠原町978番６</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">３から６まで、15、16及び18から20までの記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、銃刀法第７条第２項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第32条による。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第60条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第60条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第21条第７項に該当するファイル
□有　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター
（所在地）茨城県水戸市笠原町978番６</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

実施機関が保有している本人の数	☑政令第20条第２項で定める数を満たす	□政令第20条第２項で定める数に満たない
備　　考		

（注）　標題のうち，個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を〇で囲むこと。

様式第１号（第２条関係）

（個人情報／条例個人情報）ファイル簿　（単票）

個人情報ファイルの名称	風俗営業等管理ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	風俗営業又は特定遊興飲食店営業（以下「風俗営業等」という。）の許可その他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号、以下「風営法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	１許可上申等課及び警察署、２許可等年月日、３行政処分等の区分、４営業停止等の期間、５送致又は調査終了から処分までの日数、６営業の種別、７併設営業の停止処分の有無、８送致の有無、９法人・個人の別、10違反態様等、11許可番号、12営業所の名称、13営業所等の所在地、14法人名、15法人の所在地、16代表者又は経営者の氏名、17代表者又は経営者の性別、18代表者又は経営者の生年月日、19代表者又は経営者の本（国）籍、20代表者又は経営者の住所、21管理者等の氏名、22管理者等の性別、23管理者等の生年月日、24管理者等の本（国）籍、25管理者等の住所、26役員の氏名、27役員の性別、28役員の生年月日、29役員の本（国）籍、30役員の住所、31広告宣伝で使用する呼称、32客の依頼を受ける方法、33電気通信設備を識別するための電話番号又は記号、34自動公衆送信装置設置者の氏名又は名称、35自動公衆送信装置設置者の住所、36電気通信設備の設置場所、37会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置の内容、38会話

	の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置として利用する識別番号等の付与者の名称、39会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置として利用する識別番号等の付与者の代表者の氏名、40許可管理番号、41認定番号、42開始届出番号、43届出確認書等の書面の種別、44届出確認書等の交付年月日、45届出確認書等の交付番号、46客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先、47受付所・待機所の別、48映像伝達用設備を識別するための電話番号等、49行政処分番号
記録範囲	風俗営業等の許可を受けた者（許可を取消された者の記録又は廃業届出を提出した者の記録については、廃業した年の翌年の１月１日を起算日として１年間保存される。）、特例風俗営業者又は特例特定遊興飲食店営業の認定を受けた者（認定を取消し等された者の記録については、廃業した年の翌年の１月１日を起算日として１年間保存される。）、性風俗関連特殊営業及び深夜酒類提供飲食店営業の開始届出を提出した者（廃業した者の記録については、廃業した年の翌年の１月１日を起算日として１年間保存される。）
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター
	（所在地）茨城県水戸市笠原町978番６
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者に係る12、14から16まで、20、21、25、26及び30の訂正は、風営法第９条第３項（同法第31条の23において準用する場合を含む。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第１号、以下「規則」という。）第20条第

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">２項及び第３項並びに第88条第２項及び第３項による。風営法第27条第１項の届出書を提出した者に係る12、14から16まで、20、21及び25の訂正は、同条第２項及び規則第42条第２項による。風営法第31条の２第１項の届出書を提出した者に係る13から16まで、20、31、32、46及び47の訂正は、同条第２項及び規則第53条による。風営法第31条の７第１項の届出書を提出した者に係る13から16まで、20、31、33から35まで及び48の訂正は、同条第２項及び規則第59条による。風営法第31条の12第１項の届出書を提出した者に係る12、14から16まで、20、21、25及び33の訂正は、同条第２項及び規則第64条による。風営法第31条の17第１項の届出書を提出した者に係る13から16まで、20、31及び33の訂正は、同条第２項及び規則第70条による。風営法第33条第１項の届出書を提出した者に係る12、14から16まで及び20の訂正は、同条第２項及び規則第104条による。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第60条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第60条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第21条第７項に該当するファイル
□有　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター
（所在地）茨城県水戸市笠原町978番６</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
実施機関が保有している本人の数	☑政令第20条第２項で定める数を満たす	□政令第20条第２項で定める数に満たない
備　　考		

（注）　標題のうち，個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を〇で囲むこと。

様式第１号（第２条関係）

（個人情報／条例個人情報）ファイル簿　（単票）

個人情報ファイルの名称	金属くず商管理ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	茨城県金属くず取扱業に関する条例（昭和32年３月条例第３号。以下「金属くず条例」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	第１許可 １管轄警察署、２許可年月日、３許可証番号、４被許可者の氏名又は名称、住所（法人の本店所在地）、５法人の代表者氏名、６営業所の名称、所在地、７管理者氏名、住所、８返納年月日 第２処分 １管轄警察署、２許可年月日、３許可証番号、４被許可者の氏名又は名称、住所（法人の本店所在地）、５法人の代表者氏名、６営業所の名称、所在地、７違反種別、８処分状況
記録範囲	金属くず商
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含む
記録情報の経常的提供先	―
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター
	（所在地）茨城県水戸市笠原町978番６

<table>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">第１の４から７の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、金属くず条例第７条第４項及び茨城県金属くず取扱業に関する条例施行規則（昭和32年５月公安委員会規則第３号）第５条による。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第60条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第60条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第21条第７項に該当するファイル
□有　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター
（所在地）茨城県水戸市笠原町978番６</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>実施機関が保有している本人の数</td><td>☑政令第20条第２項で定める数を満たす</td><td>□政令第20条第２項で定める数に満たない</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（注）　標題のうち，個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を〇で囲むこと。

様式第１号（第２条関係）

（個人情報 / 条例個人情報）ファイル簿　（単票）

個人情報ファイルの名称	探偵業管理ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	探偵業の届出その他探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号、以下「探偵業法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	第１探偵業者 １届出証明書番号、２受理警察署、３受理年月日、４受理番号、５法人等の種別、６探偵業者(1)商号、名称又は氏名(2)住所(3)生年月日(4)性別(5)電話番号、７営業所(1)名称(2)住所(3)設置年月日(4)種別、８広告宣伝をする時の名称、９代表者(1)氏名(2)住所(3)生年月日(4)性別(5)本（国）籍、10廃止事由、11開始届出年月日、12変更届出年月日、13変更年月日、14再交付申請年月日、15再交付年月日、16廃止届出年月日、17廃止年月日、18訂正年月日 第２役員 １届出証明書番号、２受理警察署、３受理年月日、４役員(1)役職(2)氏名(3)住所(4)生年月日(5)性別(6)本（国）籍、５開始届出年月日、６変更届出年月日、７変更年月日、８訂正年月日 第３行政処分 １処分公安委員会、２処分番号、３届出証明書番号、４処分事由、５処分の種類、６処分年月日、７処分対象者の属性、８送致年月日、９起訴・不起訴の別、10廃止命令の有無（事由）、11探偵業者名、12処分

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">対象者(1)氏名(2)住所(3)生年月日(4)性別(5)本（国）籍、13行政処分営業所(1)名称(2)停止期間、14廃止年月日、15訂正年月日</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">探偵業者の新規、変更、再交付、廃止及び訂正、法人の場合の役員の新規、変更及び訂正、探偵業者の新規行政処分及び処分の訂正</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">届出者からの届出その他法令に基づき収集する。</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは，その旨</td><td colspan="2">含む</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">警察庁</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）茨城県水戸市笠原町978番６</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">第１の６(1)、６(2)、７(1)、７(2)、７(4)、８、９(1)及び９(2)並びに第２の４(2)及び４(3)までの記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、探偵業法第４条第２項及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号）第３条第１項による。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第60条第２項第１号（電算処理ファイル）
政令第21条第７項に該当するファイル
□有　☑無</td><td rowspan="2">□法第60条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター
（所在地）茨城県水戸市笠原町978番６</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
実施機関が保有している本人の数	□政令第20条第２項で定める数を満たす	☑政令第20条第２項で定める数に満たない
備　　考		

（注）　標題のうち，個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を○で囲むこと。

様式第１号（第２条関係）

（個人情報 / 条例個人情報）ファイル簿　（単票）

個人情報ファイルの名称	出会い系サイト事業者管理ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	インターネット異性紹介事業（以下「出会い系サイト事業」という。）の届出その他インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号、以下「出会い系サイト規制法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	１届出受理番号、２届出受理課署、３届出受理年月日、４共同事業者番号、５法人・個人の別、６法人の名称、７法人の住所、８代表者の氏名、９代表者の生年月日、10代表者の性別、11代表者の住所、12代表者の本（国）籍、13事務所の所在地、14事務所の電話番号、15事務所のメールアドレス、16事業開始年月日、17事業変更年月日、18事業廃止年月日、19変更の事由又は廃止の事由、20備考、21役員登録の届出受理課署、22役員登録の届出受理年月日、23役員の氏名、24役員の生年月日、25役員の性別、26役員の住所、27役員の本（国）籍、28役員の就任年月日、29役員の退任年月日、30役員の変更の事由又は退任の事由、31呼称等登録の届出受理課署、32呼称等登録の届出受理年月日、33呼称管理番号、34広告又は宣伝で使用する呼称、35送信元識別符号、36児童でないことの確認の方法、37サイト運営開始年月日、38サイト運営終了年月日、39呼称等の変更の事由又は廃止の事由

<table>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">都道府県公安委員会に対して出会い系サイト事業の開始、変更、廃止の届出をした事業者、共同事業者、当該届出をした事業者又は共同事業者が法人である場合の代表者及び役員</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">届出者からの届出その他法令に基づき収集する。</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは，その旨</td><td colspan="2">含む</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">警察庁</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）茨城県水戸市笠原町978番６</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">６から15まで、23から30まで及び34から38までの各記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、出会い系サイト規制法第７条第２項及びインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第15号）第２条第１項による。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第60条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第60条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第21条第７項に該当するファイル
□有　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター
（所在地）茨城県水戸市笠原町978番６</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
実施機関が保有している本人の数	□政令第20条第２項で定める数を満たす	☑政令第20条第２項で定める数に満たない
備　　考		

（注）　標題のうち，個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を○で囲むこと。

様式第１号（第２条関係）

（個人情報／条例個人情報）ファイル簿　（単票）

個人情報ファイルの名称	利用カード等販売届出管理ファイル
行政機関等の名称	**茨城県警察本部長**
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	**生活安全部生活安全総務課**
個人情報ファイルの利用目的	**茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例（平成13年12月条例第68号。以下「テレクラ条例」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。**
記録項目	第１自動販売機による販売 １氏名及び住所、２自動販売機の名称、型式及び製造番号、３設置場所、４販売開始予定年月日、５利用カード等により役務の提供を受けることができる営業所の名称及び所在地等、６その他、公安委員会規則で定める事項 第２販売所での販売 １氏名及び住所、２販売所の名称、３販売所の所在地、４販売開始予定年月日、５利用カード等により役務の提供を受けることができる営業所の名称及び所在地等、６その他、公安委員会規則で定める事項
記録範囲	利用カード等の販売業を営む者
記録情報の収集方法	**申請者からの申請その他法令に基づき収集する。**
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	**含む**
記録情報の経常的提供先	**－**
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）**茨城県警察本部警務部県民安心センター**

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">（所在地）茨城県水戸市笠原町978番６</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">第１の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、テレクラ条例第５条第２項及び茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例施行規則（平成14年３月公安委員会規則第５号。以下「テレクラ条例施行規則」という。）第５条による。
第２の記載項目の内容に変更があった場合の訂正については、テレクラ条例第６条第２項及びテレクラ条例施行規則第９条による。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☐法第60条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☑法第60条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第21条第７項に該当するファイル
☐有　☐無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター
（所在地）茨城県水戸市笠原町978番６</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>実施機関が保有している本人の数</td><td>☐政令第20条第２項で定める数を満たす</td><td>☑政令第20条第２項で定める数に満たない</td></tr>
</table>

備　　考	

（注）　標題のうち，個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を〇で囲むこと。

様式第１号（第２条関係）

（個人情報／条例個人情報）ファイル簿　（単票）

個人情報ファイルの名称	自転車防犯登録ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	自転車の盗難の防止及び盗品である自転車の回復に資するために利用する。
記録項目	１防犯登録番号、２車体番号、３車種、４メーカー、５塗色、６住所、７カナ氏名、８漢字氏名、９電話番号、10登録年月日、11販売店番号、12備考
記録範囲	自転車防犯登録を受けた者
記録情報の収集方法	各販売店で作成した登録票を公益財団法人茨城県防犯協会へ集約し、同所で作成した登録データの送付を受けることにより収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	警視庁、道府県警察本部及び各自治体
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称） 茨城県警察本部警務部県民安心センター
	（所在地）〒310-8550　茨城県水戸市笠原町978－６

<table>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第60条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第60条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第21条第７項に該当するファイル
□有　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>実施機関が保有している本人の数</td><td>☑政令第20条第２項で定める数を満たす</td><td>□政令第20条第２項で定める数に満たない</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（注）　標題のうち，個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を〇で囲むこと。

様式第１号（第２条関係）

（個人情報／条例個人情報）ファイル簿　（単票）

個人情報ファイルの名称	ヤード内自動車解体者管理ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	ヤード内自動車解体者の届出その他茨城県ヤードにおける自動車の適正な取扱いの確保に関する条例（平成28年条例第57号、以下「ヤード条例」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	１受理番号、２受理警察署、３届出年月日、４ヤード内自動車解体者(1)氏名又は名称(2)住所(3)法人の代表者氏名、５ヤード(1)所在地(2)規模(4)設備その他の概要、６休止、廃止又は再開(1)ヤードの所在地(2)年月日(3)理由、７変更(1)内容(2)理由
記録範囲	ヤード内自動車解体の新規、休止、廃止、再開及び変更の届出をした者
記録情報の収集方法	届出者からの届出に基づき収集する
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）茨城県警察本部県民安心センター

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">（所在地）〒310－8550　茨城県水戸市笠原町978-6</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>□法第60条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☑法第60条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第21条第７項に該当するファイル
□有　□無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>実施機関が保有している本人の数</td><td>□政令第20条第２項で定める数を満たす</td><td>☑政令第20条第２項で定める数に満たない</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（注）　標題のうち，個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を○で囲むこと。

様式第１号（第２条関係）

（個人情報／条例個人情報）ファイル簿　（単票）

個人情報ファイルの名称	巡回連絡カードに関するファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	水戸警察署（茨城地区交番、大洗地区交番、赤塚駅前交番、石川町交番、内原交番、県庁前交番、酒門交番、末広町交番、千波町交番、大工町交番、東台交番、見川交番、水戸駅北口交番、水戸駅南口交番、飯富駐在所、大串駐在所、国井駐在所、双葉台駐在所、秋葉駐在所、小幡駐在所、城之内駐在所、石崎駐在所） 笠間警察署（城里地区交番、岩間駅前交番、佐白交番、友部駅前交番、桂駐在所、七会駐在所、入野駐在所、大橋駐在所、大原駐在所、北吉原駐在所、福原駐在所） ひたちなか警察署（東海地区交番、市毛交番、勝田駅前交番、佐和交番、馬渡交番、阿字ケ浦駐在所、磯崎駐在所、平磯駐在所、部田野駐在所、那珂湊警察センター所在地） 那珂警察署（後台交番、飯田駐在所、額田駐在所、瓜連駐在所、戸駐在所） 大宮警察署（東富町交番、小瀬駐在所、高部駐在所、野口駐在所、諸沢駐在所、山方駐在所） 太田警察署（太田駅前交番、金砂郷駐在所、下宮河内駐在所、町屋駐在所、真弓駐在所、上深荻駐在所、小中駐在所、天下野駐在所水府駐在所） 大子警察署（所在地、頃藤駐在所、小生瀬駐在所、袋田駐在所、佐貫駐在所、下野宮駐在

	所、町付駐在所、依上駐在所） 日立警察署（鮎川町交番、うさぎ平交番、大みか交番、久慈交番、十王駅前交番、多賀駅前交番、日高交番、日立駅前交番、高原駐在所、東河内駐在所） 高萩警察署（大津地区交番、高萩駅前交番、磯原駅前交番、秋山駐在所、上手綱駐在所、若栗駐在所、中妻駐在所） 鉾田警察署（所在地、大竹駐在所、舟木駐在所、荒地駐在所、大蔵駐在所） 鹿嶋警察署（宮中交番、荒井駐在所、小山駐在所、津賀駐在所） 神栖警察署（土合地区交番、神之池交番、知手浜交番、波崎交番） 行方警察署（所在地、潮来地区交番、麻生駐在所、麻生東駐在所、北浦駐在所、玉造駐在所、新宮駐在所、牛堀駐在所） 竜ケ崎警察署（所在地、龍ケ崎市駅前交番、たつのこ交番、金江津駐在所、源清田駐在所、長竿駐在所） 牛久警察署（阿見地区交番、牛久駅前交番、栄町交番、ひたち野交番、奥野駐在所） 稲敷警察署（所在地、新利根駐在所、伊佐部駐在所、結佐駐在所、浮島駐在所、神宮寺駐在所、佐倉駐在所、木原駐在所、美駒駐在所） 土浦警察署（荒川沖交番、土浦駅前交番、文京町交番、神立交番、新治都和交番、真鍋町交番、志士庫駐在所、下大津駐在所、美並駐在所、千代田駐在所） 石岡警察署（八郷地区交番、小川地区交番、美野里地区交番、石岡駅前交番、東光台交番、城南駐在所、恋瀬駐在所、園部駐在所、玉里駐在所） つくば警察署（谷田部地区交番、赤塚交番、茎崎交番、つくば駅前交番、並木交番、松代交

	番、筑穂交番、研究学園交番、つくば北警察センター所在地、豊里駐在所、小田駐在所、菅間駐在所、筑波山駐在所、上大島駐在所、作谷駐在所、吉沼駐在所、柴崎駐在所、万博記念公園駅前駐在所） 筑西警察署（明野交番、下館駅前交番、玉戸交番、新治駐在所、折本駐在所、藤ヶ谷駐在所） 下妻警察署（所在地、八千代地区交番、上妻駐在所、高道祖駐在所、きぬ駐在所） 桜川警察署（所在地、岩瀬交番、雨引駐在所、椎尾駐在所、小塩駐在所、羽黒駐在所、南飯田駐在所） 結城警察署（大町交番、上山川駐在所、武井駐在所、二本松駐在所） 常総警察署（所在地、石下地区交番、伊奈地区交番みらい平駅前交番、岡田駐在所、内守谷駐在所、豊岡駐在所、三妻駐在所、絹の台駐在所） 古河警察署（鴻巣交番、古河駅前交番、駒羽根交番、三和交番、下山交番、中田駐在所、小堤駐在所） 境警察署　（所在地、岩井地区交番、沓掛駐在所、飯島駐在所、猫実駐在所、矢作駐在所、森戸駐在所、小福田駐在所、元栗橋駐在所） 取手警察署（守谷地区交番、利根地区交番、戸頭交番、取手駅前交番、白山交番、藤代交番、久保ヶ丘交番、南守谷交番、小文間駐在所、久賀駐在所）
個人情報ファイルの利用目的	犯罪の予防、在外事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するため

<table>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1　一般家庭用
住所、本籍・国籍、電話番号、非常の際の連絡先、続柄、氏名、生年月日、性別、職業、摘要、要望連絡事項
2　事業所用
所在地、電話、名称、代表者、業種、非常時の連絡先、従業員等、要望連絡事項
3　外国人用
非常の場合の連絡先、住所、氏名、職業、電話番号、生年月日、性別、現住所、国籍、在留カード番号又は旅券番号、勤務先、家族、続柄、使用人及び同居人、自動車の番号</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">1　巡回連絡を実施した世帯の世帯主、家族及びその非常時の連絡先
2　巡回連絡を実施した事業所の代表者及びその非常時の連絡先並びに従業員</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">巡回連絡</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは，その旨</td><td colspan="2">含む</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）〒310-8550　茨城県水戸市笠原町978-6</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>□法第60条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☑法第60条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第21条第７項に該当するファイル
□有　□無</td></tr>
</table>

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
行政機関等匿名加工情報の概要	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
実施機関が保有している本人の数	☑政令第20条第２項で定める数を満たす	□政令第20条第２項で定める数に満たない
備　　考		

（注）　標題のうち，個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を〇で囲むこと。

様式第１号（第２条関係）

（個人情報／条例個人情報）ファイル簿　（単票）

個人情報ファイルの名称	１１０番アプリシステムによる通報の受理に関するファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域部通信指令課
個人情報ファイルの利用目的	迅速かつ的確な初動警察活動を行うため
記録項目	１受理者、２管轄、３件名、４受付番号、５受付日時、６発生時刻、７都道府県、８住所、９目標物、10言語、11関係、12けが人（有無）、13救急車（要不要）、14救急車が必要な人数、15携帯情報（機種、ＯＳ）、16位置情報（緯度、経度、誤差）、17事前登録内容(1)名前(2)性別(3)年齢(4)電話番号(5)メール（アドレス）(6)自宅住所(7)言語(8)その他（障害の状況等）、18経過、19受信画像
記録範囲	１１０番アプリシステムによる通報をした者及びその受理者
記録情報の収集方法	通報者及び受理者による入力又は自動取得
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含む
記録情報の経常的提供先	―
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター
	（所在地）〒310-8550　茨城県水戸市笠原町978-６

<table>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第60条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第60条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第21条第７項に該当するファイル
□有　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>実施機関が保有している本人の数</td><td>☑政令第20条第２項で定める数を満たす</td><td>□政令第20条第２項で定める数に満たない</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（注）　標題のうち，個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を〇で囲むこと。

様式第１号（第２条関係）

（個人情報／条例個人情報）ファイル簿　（単票）

個人情報ファイルの名称	１１０番通報の受理に関するファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域部通信指令課
個人情報ファイルの利用目的	迅速かつ的確な初動警察活動を行うため
記録項目	１受理年月日、２受理番号、３事案名、４発生場所、５管轄署、６通報者(1)氏名(2)性別(3)区分(4)住所(5)電話(6)場所、７事案内容(1)発生時刻(2)事案内容、８処理結果、９受理時刻、10出動車両、11指令時刻、12現着時刻、13緊急配備、14リスポンスタイム、15受理者、16指令者、17署受理者
記録範囲	１１０番通報の通報者・関係者、受理者・指令者及び対応者
記録情報の収集方法	１１０番通報の受理者又は対応者による聴取
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含む
記録情報の経常的提供先	―
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター
	（所在地）〒310-8550　茨城県水戸市笠原町978-６

<table>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第60条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第60条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第21条第７項に該当するファイル
□有　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>実施機関が保有している本人の数</td><td>☑政令第20条第２項で定める数を満たす</td><td>□政令第20条第２項で定める数に満たない</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（注）　標題のうち，個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を〇で囲むこと。

様式第１号（第２条関係）

個人情報 / 条例個人情報 ファイル簿　（単票）

個人情報ファイルの名称	捜査の過程で押収した名簿登載者リスト
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	刑事部　組織犯罪対策第一課
個人情報ファイルの利用目的	特殊詐欺、利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯の捜査の過程で押収した名簿登載者に対し、登載事実を告げた上で注意喚起を行うことにより、これらの犯罪被害を防止するため。
記録項目	１案件年、２案件種別、３案件番号、４資料名、５住所、６氏名、７電話番号
記録範囲	捜査の過程で押収した名簿に登載されている者
記録情報の収集方法	警察庁からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター
	（所在地）茨城県水戸市笠原町９７８番地６

<table>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第60条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第60条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第21条第７項に該当するファイル
□有　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>実施機関が保有している本人の数</td><td>☑政令第20条第２項で定める数を満たす</td><td>□政令第20条第２項で定める数に満たない</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（注）　標題のうち，個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を〇で囲むこと。

様式第１号（第２条関係）

（個人情報／条例個人情報）ファイル簿　（単票）

個人情報ファイルの名称	責任者選任届出書ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	刑事部組織犯罪対策第一課
個人情報ファイルの利用目的	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）及び同施行規則に基づく事業者に対する援助（責任者講習）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	１　受理年月日 ２　受理番号 ３　届出者事業所名・所在地・業種 ４　責任者氏名・生年月日・役職名・連絡先・選任年月日
記録範囲	責任者選任届出者
記録情報の収集方法	責任者からの提出
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	公益財団法人茨城県暴力追放推進センター
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター
	（所在地）〒310-8550　茨城県水戸市笠原町978-6

<table>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第60条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第60条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第21条第７項に該当するファイル
□有　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">茨城県警察本部刑事部組織犯罪対策第一課
〒310-8550　茨城県水戸市笠原町978-6</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>実施機関が保有している本人の数</td><td>☑政令第20条第２項で定める数を満たす</td><td>□政令第20条第２項で定める数に満たない</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（注）　標題のうち，個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を〇で囲むこと。

様式第１号（第２条関係）

（個人情報／条例個人情報）ファイル簿　（単票）

個人情報ファイルの名称	安全運転管理者等の届出書ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通総務課
個人情報ファイルの利用目的	安全運転管理者等の届出書の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。
記録項目	１届出年月日、２届出者（使用者）の氏名、住所、電話番号及びＦＡＸ又は法人の名称及び代表者の氏名、住所、電話番号及びＦＡＸ、３選任年月日、４安全運転管理者氏名、５副安全運転管理者氏名、６安全運転管理者生年月日、７副安全運転管理者生年月日、８運転の管理経験、９職務上の地位、１０使用の本拠名称、１１使用の本拠位置、１２使用の本拠業種別、１３安全運転管理者の免許内容、１４副安全運転管理者の免許内容、１５安全運転管理者の勤務態様、１６副安全運転管理者の勤務態様、１７安全運転管理者の略歴、１８副安全運転管理者の略歴、１９使用の本拠地における自動車台数・運転者数、２０前安全運転管理者氏名、２１前副安全運転管理者氏名
記録範囲	現に安全運転管理者等の選任を受けている者、安全運転管理者等を解任された者
記録情報の収集方法	安全運転管理者に関する届出書、副安全運転管理者に関する届出書、運転の管理に関する経歴証明書、公的身分証明書の複写又は戸籍抄本又は住民票の写し、運転記録証明書
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含まない

<table>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）〒310-8550　茨城県水戸市笠原町978－６</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第60条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第60条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第21条第７項に該当するファイル
□有　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター
（所在地）〒310-8550　茨城県水戸市笠原町978－６</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>実施機関が保有している本人の数</td><td>☑政令第20条第２項で定める数を満たす</td><td>□政令第20条第２項で定める数に満たない</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（注）　標題のうち，個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を〇で囲むこと。

様式第１号（第２条関係）

個人情報
条例個人情報 ファイル簿　（単票）

個人情報ファイルの名称	事前届出管理ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課、水戸警察署、笠間警察署、ひたちなか警察署、那珂警察署、大宮警察署、太田警察署、大子警察署、日立警察署、高萩警察署、鉾田警察署、鹿嶋警察署、神栖警察署、行方警察署、竜ケ崎警察署、牛久警察署、稲敷警察署、土浦警察署、石岡警察署、つくば警察署、筑西警察署、下妻警察署、桜川警察署、結城警察署、常総警察署、古河警察署、境警察署、取手警察署
個人情報ファイルの利用目的	交通規制の対象から除外する車両（規制除外車両）の事前届出に係る受理手続事務のために利用する。
記録項目	１受理年、２届出年月日、３受理番号、４交付番号、５届出者住所、６氏名、７電話番号、８届出の種類、９番号票に表示されている番号、10車両の種類、11車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）、12活動地域、13決裁年月日、14交付年月日、15交付担当者
記録範囲	規制除外車両事前届出書を提出した者
記録情報の収集方法	事前届出を行う者からの届出
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部

<table>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）〒310－8550　茨城県水戸市笠原町９７８番６</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>■法第60条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第60条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第21条第７項に該当するファイル
□有　■無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>実施機関が保有している本人の数</td><td>■政令第20条第２項で定める数を満たす</td><td>□政令第20条第２項で定める数に満たない</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（注）　標題のうち，個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を○で囲むこと。

様式第１号（第２条関係）

（個人情報／条例個人情報）ファイル簿　（単票）

個人情報ファイルの名称	通行禁止道路通行許可ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課、水戸警察署、笠間警察署、ひたちなか警察署、那珂警察署、大宮警察署、太田警察署、大子警察署、日立警察署、高萩警察署、鉾田警察署、鹿嶋警察署、神栖警察署、行方警察署、竜ケ崎警察署、牛久警察署、稲敷警察署、土浦警察署、石岡警察署、つくば警察署、筑西警察署、下妻警察署、桜川警察署、結城警察署、常総警察署、古河警察署、境警察署、取手警察署
個人情報ファイルの利用目的	通行禁止道路通行許可の申請者
記録項目	１受理警察署、２受理年、３受理番号、４交付番号、５申請受理年月日、６申請の種別、７申請者氏名、８電話番号、９番号標に表示されている番号、10運転の期間、11通行しようとする通行禁止道路の区間、12許可年月日、13交付年月日、14交付担当者
記録範囲	通行禁止道路通行許可の申請者
記録情報の収集方法	通行禁止道路通行許可申請者からの申請
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部

<table>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）〒310－8550　茨城県水戸市笠原町978-６</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第60条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第60条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第21条第７項に該当するファイル
□有　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>実施機関が保有している本人の数</td><td>☑政令第20条第２項で定める数を満たす</td><td>□政令第20条第２項で定める数に満たない</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（注）　標題のうち，個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を○で囲むこと。

様式第１号（第２条関係）

（個人情報／条例個人情報）ファイル簿　（単票）

個人情報ファイルの名称	自動車保管場所管理ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課、水戸警察署、笠間警察署、ひたちなか警察署、那珂警察署、大宮警察署、太田警察署、大子警察署、日立警察署、高萩警察署、鉾田警察署、鹿嶋警察署、神栖警察署、行方警察署、竜ケ崎警察署、牛久警察署、稲敷警察署、土浦警察署、石岡警察署、つくば警察署、筑西警察署、下妻警察署、桜川警察署、結城警察署、常総警察署、古河警察署、境警察署、取手警察署
個人情報ファイルの利用目的	自動車保管場所証明等の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。
記録項目	１受理・受付番号、２申請区分、３登録番号・車両番号・前車番号、４車名、５型式、６車台番号、７長さ・幅・高さ、８使用の本拠の位置、９保管場所の位置、10申請年月日、11受理年月日、12申請者住所・氏名（フリガナ）・電話、13代理申請者氏名・電話、14駐車場住所・名称、15駐車場管理者名・住所・電話、16駐車場所有者住所・氏名・電話、17駐車可能台数、18収容情報、19区画情報、20駐車場面積、21駐車場形態・構造
記録範囲	自動車の保管場所の確保等に関する法律に定める申請者、届出者、申請者等から委任を受けた代理人、駐車場所有者又は管理者
記録情報の収集方法	申請者又は委任を受けた代理人からの自動車保管場所証明申請書の受付、自動車保管場所届出書等の受付及び電気通信回線を通じた申請等情報の通知の受信

<table>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは，その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">警視庁及び道府県警察本部
データ入力業務及び現地調査業務委託業者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）〒310－8550　茨城県水戸市笠原町９７８番６</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>■法第60条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第60条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第21条第７項に該当するファイル
□有　■無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

実施機関が保有している本人の数	■政令第20条第２項で定める数を満たす	□政令第20条第２項で定める数に満たない
備　　考		

（注）　標題のうち，個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を○で囲むこと。

様式第１号（第２条関係）

（個人情報／条例個人情報）ファイル簿　（単票）

個人情報ファイルの名称	駐車禁止除外指定車標章管理ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課、水戸警察署、笠間警察署、ひたちなか警察署、那珂警察署、大宮警察署、太田警察署、大子警察署、日立警察署、高萩警察署、鉾田警察署、鹿嶋警察署、神栖警察署、行方警察署、竜ケ崎警察署、牛久警察署、稲敷警察署、土浦警察署、石岡警察署、つくば警察署、筑西警察署、下妻警察署、桜川警察署、結城警察署、常総警察署、古河警察署、境警察署、取手警察署
個人情報ファイルの利用目的	駐車禁止除外指定車標章の管理の適正化及び効率化に資するために使用する。
記録項目	１受理警察署、２受理年、３受理番号、４交付番号、５受理年月日、４標章使用者の氏名（法人の場合は名称と代表者）、５電話番号、６申請種別、７使用車両の種類・登録（車両）番号、８受理年月日、９標章印字年月日、10標章の有効期限、11標章交付年月日、12標章交付担当者
記録範囲	駐車禁止除外指定車標章の交付を受けている者
記録情報の収集方法	除外標章交付申請書、除外標章再交付申請書、除外標章記載事項変更届
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部

<table>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）〒310－8550　茨城県水戸市笠原町９７８番６</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>■法第60条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第60条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第21条第７項に該当するファイル
□有　■無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>実施機関が保有している本人の数</td><td>■政令第20条第２項で定める数を満たす</td><td>□政令第20条第２項で定める数に満たない</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（注）　標題のうち，個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を○で囲むこと。

様式第１号（第２条関係）

（個人情報／条例個人情報）ファイル簿　（単票）

個人情報ファイルの名称	通行禁止除外指定車標章管理ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課、水戸警察署、笠間警察署、ひたちなか警察署、那珂警察署、大宮警察署、太田警察署、大子警察署、日立警察署、高萩警察署、鉾田警察署、鹿嶋警察署、神栖警察署、行方警察署、竜ケ崎警察署、牛久警察署、稲敷警察署、土浦警察署、石岡警察署、つくば警察署、筑西警察署、下妻警察署、桜川警察署、結城警察署、常総警察署、古河警察署、境警察署、取手警察署
個人情報ファイルの利用目的	通行禁止除外指定車標章の管理の適正化及び効率化に資するために使用する。
記録項目	１受理警察署、２受理年、３受理番号、４交付番号、５受理年月日、４標章使用者の氏名（法人の場合は名称と代表者）、５電話番号、６申請種別、７使用車両の種類・登録（車両）番号、８標章印字年月日、９標章の有効期限、10標章交付年月日、11標章交付担当者
記録範囲	通行禁止除外指定車標章の交付を受けている者
記録情報の収集方法	除外標章交付申請書、除外標章再交付申請書、除外標章記載事項変更届
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部

<table>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）〒310－8550　茨城県水戸市笠原町９７８番６</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>■法第60条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第60条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第21条第７項に該当するファイル
□有　■無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>実施機関が保有している本人の数</td><td>■政令第20条第２項で定める数を満たす</td><td>□政令第20条第２項で定める数に満たない</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（注）　標題のうち，個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を○で囲むこと。

様式第１号（第２条関係）

（個人情報／条例個人情報）ファイル簿　（単票）

個人情報ファイルの名称	駐車許可証管理ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課、水戸警察署、笠間警察署、ひたちなか警察署、那珂警察署、大宮警察署、太田警察署、大子警察署、日立警察署、高萩警察署、鉾田警察署、鹿嶋警察署、神栖警察署、行方警察署、竜ケ崎警察署、牛久警察署、稲敷警察署、土浦警察署、石岡警察署、つくば警察署、筑西警察署、下妻警察署、桜川警察署、結城警察署、常総警察署、古河警察署、境警察署、取手警察署
個人情報ファイルの利用目的	駐車許可証の管理の適正化及び効率化に資するために使用する。
記録項目	１受理警察署、２受理年、３受理番号、４交付番号、５受理年月日、６申請の種別、７申請者の氏名（法人の場合は名称と代表者）、８電話番号、９駐車の期間、10駐車の場所、11自動車の登録（車両）番号、12交付年月日、13交付担当者
記録範囲	駐車許可証の交付を受けている者
記録情報の収集方法	駐車許可申請者からの申請
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部

<table>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）〒310－8550　茨城県水戸市笠原町978-６</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第60条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第60条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第21条第７項に該当するファイル
□有　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>実施機関が保有している本人の数</td><td>☑政令第20条第２項で定める数を満たす</td><td>□政令第20条第２項で定める数に満たない</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（注）　標題のうち，個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を○で囲むこと。

様式第１号（第２条関係）

（個人情報／条例個人情報）ファイル簿　（単票）

個人情報ファイルの名称	高齢運転者等標章管理ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課、水戸警察署、笠間警察署、ひたちなか警察署、那珂警察署、大宮警察署、太田警察署、大子警察署、日立警察署、高萩警察署、鉾田警察署、鹿嶋警察署、神栖警察署、行方警察署、竜ケ崎警察署、牛久警察署、稲敷警察署、土浦警察署、石岡警察署、つくば警察署、筑西警察署、下妻警察署、桜川警察署、結城警察署、常総警察署、古河警察署、境警察署、取手警察署
個人情報ファイルの利用目的	高齢運転者等標章の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。
記録項目	１受理警察署、２受理年、３受理番号、４交付番号、５受理年月日、６申請者氏名、７住所、８電話番号、９申請事由、10登録（車両）番号、11標章印字年月日、12交付年月日、13交付担当者
記録範囲	高齢運転者等標章の交付を受けている者
記録情報の収集方法	高齢運転者等標章の交付申請書、記載事項変更届出、標章再交付申請書
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部

<table>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）〒310－8550　茨城県水戸市笠原町978-６</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第60条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第60条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第21条第７項に該当するファイル
□有　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>実施機関が保有している本人の数</td><td>☑政令第20条第２項で定める数を満たす</td><td>□政令第20条第２項で定める数に満たない</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（注）　標題のうち，個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を○で囲むこと。

様式第１号（第２条関係）

（個人情報／条例個人情報）ファイル簿　（単票）

個人情報ファイルの名称	運転者管理ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部運転免許センター
個人情報ファイルの利用目的	運転免許の交付及び更新、運転免許の取消し及び効力の停止等運転免許事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	１氏名、２生年月日、３性別、４本（国）籍、５住所、６免許証番号、７有効期間の末日、８交付年月日、９照会番号、１０免許年月日、１１免許の種類、１２免許の条件等、１３限定解除年月日（５t限定）、１４最新併記年月日、１５特例免種状態、１６若年運転者期間、１７普通経験日数、１８違反、事故及び事案（重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの）の発生年月日時、１９事案点数、２０累計点数、２１違反名、２２違反車両、２３路線名、２４事故内容、２５事案名、２６処分年月日時、２７手配年月日、２８処分公安委員会、２９手配公安委員会、３０登録公安委員会、３１手配番号、３２処分種別、３３処分番号、３４処分日数、３５処分短縮日数、３６処分免種、３７若年特例取消免種、３８取消等該当関連情報登録年月日、３９取消等該当関連情報登録番号、４０取消等該当関連情報登録事案名、４１違反者講習済年月日、４２運転練習の方法、４３氏名等修正年月日、４４住所変更年月日、４５再交付年月日、４６最終違反年月日、４７最終事故年月日、４８最終事案（重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの）年月日、４９事件番号、５０講習区分、

	５１満了日直前の誕生日、５２有効期間区分、５３初心者期間終了年月日、５４初心講習済年月日、５５再試験合格年月日、５６若年運転者講習済年月日、５７取消処分者等区分、５８取消処分者講習受講年月日、５９講習場所、６０講習番号、６１初心取消年月日、６２初心取消理由、６３再試験番号、６４初回更新者区分、６５特定失効等区分、６６更新申請県、６７命令種別、６８指定場所、６９指定等年月日、７０受験等年月日、７１認知機能検査年月日、７２検査場所、７３検査番号、７４検査得点、７５検査結果、７６検査種別、７７検査種類、７８高齢者講習済年月日、７９実車指導結果、８０講習分類、８１講習種別、８２講習種類、８３運転技能検査年月日、８４運転技能検査特点、８５免許の申請年月日、８６免許の申請区分、８７質問票等回答年月日、８８質問票等回答内容、８９虚偽記載判明年月日、９０虚偽記載の有無、９１運転経歴証明書番号、９２運転経歴証明書交付年月日、９３運転経歴証明書運転者区分、９４顔写真

記録範囲	１現に運転免許を受けている者 ２運転免許が失効している者で違反行為等をしたことがないものは５年７月間、違反行為等をしたものは最大１５年６月間（ただし、平成１８年８月２０日以前の失効免許に係るものは、その者の年齢が７０歳になるまでの間）、拒否または６月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が１００歳になるまでの間 ３被取消処分者はその者の年齢が１００歳になるまでの間 ４死亡により運転免許が失効した者で、違反行為等をしたことのないものは３年間、違反行為等をしたものは１３年間 ５免許の抹消登録がなされた者で、違反行為等をしたものは、抹消に係る免許の有効期間経過後３年間 ６無免許運転をした者、国際運転免許証等を所持する者で違反行為等をしたものは１３年間（ただし、その者の年齢が１００歳になるまでの間に限る）、拒否又は６月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が１００歳になるまでの間 ７運転経歴証明書の交付を受けた者及び平成２４年３月３１日以前に申請による取消しを受けた者はその者の年齢が１２０歳になるまでの間
記録情報の収集方法	運転免許証の免許申請書、質問票、更新申請書、再交付申請書及び記載事項変更届、運転経歴証明書の交付申請書、再交付申請書及び記載事項変更届、交通切符・交通反則切符及び点数切符による報告、交通事故発生報告、初心運転講習・取消処分者講習・違反者講習･若年運転者講習及び高齢者講習の受講、認知機能検査及び運転技能検査の受検
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	☑含む　　□含まない
記録情報の経常的提供先	警察庁及び自動車安全運転センター茨城県事務所
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">（所在地）〒310-8550　茨城県水戸市笠原町978-６</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">１、４及び５の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第９４条第１項及び道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０号）第２０条第１項又は同法第１０４条の４第７項及び同施行規則第３０条の１２第１項による。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第60条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第60条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第21条第７項に該当するファイル
□有　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター
（所在地）〒310-8550　茨城県水戸市笠原町978-６</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>実施機関が保有している本人の数</td><td>☑政令第20条第２項で定める数を満たす</td><td>□政令第20条第２項で定める数に満たない</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（注）　標題のうち，個人情報・条例個人情報いずれか該当する事項を○で囲むこと。

様式第１号（第２条関係）

（個人情報／条例個人情報）ファイル簿　（単票）

（個人情報ファイル簿）

個人情報ファイルの名称	小型無人機等飛行通報情報ファイル
行政機関等の名称	茨城県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警備部警備課
個人情報ファイルの利用目的	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第９号）第１条の重要施設の警戒警備をはじめとする各種警察活動において、小型無人機等の飛行の適法性、所有者情報等の確認を行うために利用する。
記録項目	１受理警察署、２機器の種類、３機器の特徴、４製造者、５名称、６製造番号、７登録記号、８色、９大きさ、10積載物、11その他の特徴、12備考、13通報年月日、14飛行開始日時、15飛行終了日時、16飛行の目的、17飛行に係る区域、18操縦者の氏名、19操縦者の氏名カナ、20操縦者の生年月日、21操縦者の住所、22操縦者の電話番号、23操縦者の勤務先の名称、24操縦者の勤務先の所在地、25操縦者の勤務先の電話番号、26同意者氏名（委託機関の名称）、27同意者の住所（委託機関の所在地）、28同意者（委託機関）の電話番号
記録範囲	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条第３項の規定による通報を行った者及び対象施設の管理者等の同意者
記録情報の収集方法	重要施設の周辺地域の上空で小型無人機等を飛行する者から提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）茨城県警察本部警務部県民安心センター
	（所在地）〒310-8550　茨城県水戸市笠原町978-６

<table>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第60条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">☐法第60条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>令第20条第７項に該当するファイル
☐有　☑無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td rowspan="2">行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>実施機関が保有している本人の数</td><td>☐政令第20条第２項で定める数を満たす</td><td>☑政令第20条第２項で定める数に満たない</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>